

# 小牧市地域こども子育て条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 こどもの務め（第4条）

第3章 保護者等の責務（第5条－第9条）

第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進（第10条－第14条）

第5章 こどもに関する施策の推進（第15条－第17条）

### 附則

こどもは「小牧の宝」であり、一人一人が様々な個性、能力及び夢を持ったかけがえのない存在です。

小牧市には、小牧山を始めとする美しい自然、歴史に彩られた豊かな文化、充実した子育て施設等、子育てやこどもの成長にとって恵まれた環境が整っています。

小牧市において、全てのこどもが家庭及び地域の愛情に包まれながら今を幸せに生きることができ、地域に深い愛着と誇りを持ち、夢を育み、夢に挑戦し、輝きながら成長できることは私たち小牧市民の願いです。

そこで、

- 一． こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一． 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一． 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

の実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、平成27年5月に宣言しました。

私たちは、子育てやこどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい魅力あるまちになっていくとの確信の上で、こどもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で協力してこどもを育ていく「協育」により、親や周りの大人も共に学び合い成長する「共育」を推し進めます。

こどもを中心に世代を越えて全ての人がつながり、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現するため、ここに、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域全体でこどもを育むまちづくりについて、こども及びその家庭を支援し、応援することについての基本理念を明らかにし、こどもの務め並びに保護者、地域住民、事業者、学校等及び市の責務を定めるとともに、こどもに関する施策の検証を行い、これを総合的に推進することにより、地域全体で子育て及び子育てを支え合うまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) こども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいいます。
- (2) 子育て こどもが主体的に育つ力をいいます。
- (3) 保護者 親又は親の代わりにこどもを育てる立場にある者をいいます。
- (4) 地域住民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する個人（第1号に規定するこどもを除きます。）、法人若しくは団体をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。
- (6) 学校等 学校、幼稚園、保育園、児童福祉施設その他こどもが学び、又は育つことを目的とする施設をいいます。

(基本理念)

第3条 こども及びその家庭を支援し、応援することについては、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもが権利の主体として尊重されること。
- (2) こども及び子育て家庭に関心及び理解を持つとともに、自らが規範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割と責任を自覚することができるように行うこと。
- (3) こどもの育成に関して、それぞれの責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行うこと。

第2章 こどもの務め

第4条 こどもは、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項について、

取り組むよう努めるものとします。

(1) 自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。

(2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。

(3) 夢を持って努力する気持ちを大切にし、自ら考えて行動すること。

(4) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加をすること。

### 第3章 保護者等の責務

#### (保護者の責務)

第5条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす責務を理解するとともに、その第一義的な責任を保護者が有することを自覚し、こどもの年齢及び成長に応じた支援又は指導を行うよう努めるものとします。

2 保護者は、こどもに基本的な生活習慣及び社会性を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すよう努めるものとします。

#### (地域住民の責務)

第6条 地域住民は、市及び学校等と連携し、地域の中で子どもを見守ることにより、こどもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 地域住民は、こどもが地域の自然又は文化を学べる機会及び地域行事その他の社会性を育むことができる機会を提供するよう努めるものとします。

#### (事業者の責務)

第7条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、市及び学校等と連携し、こどもに関する施策を支援し、協力するよう努めるものとします。

#### (学校等の責務)

第8条 学校等は、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 学校等は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域のつながりの拠点の一つとして、情報等様々な資源を地域に提供し、積極的に地域と交流するよう努めるものとします。

#### (市の責務)

第9条 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関

する施策を総合的に推進するものとします。

2 市は、保護者、地域住民、事業者及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。

3 市は、この条例の目的及び内容について、周知及び啓発を行うものとします。

#### 第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進

##### (家庭への支援)

第10条 市、地域住民、事業者及び学校等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援に努めるものとします。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うものとします。

##### (こどもの成長への支援)

第11条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、こどもが夢に挑戦する環境を整備するため、保護者、地域住民、事業者及び学校等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。

(1) こどもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) こどもが育ち、学ぶための利用しやすい公共施設の整備

(3) 自然及び地域社会との関わり等多様な経験を通じたこどもの夢を育むための支援

##### (有害及び危険な環境からの保護)

第12条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもを犯罪、交通事故、災害、氾濫する情報その他のこどもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとします。

##### (虐待等への取組)

第13条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見に努めるものとします。

2 市、保護者、地域住民及び学校等は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

##### (相談体制の充実)

第14条 市及び学校等は、こどもが自分自身、家庭及び学校等のこと等について、安心して相談することができる場を提供するものとします。

2 市及び学校等は、こどもの育成に関する保護者間の意見交換の場又は保護者の相談の場を提供するものとします。

3 市及び学校等は、こどもからの相談又はこどもに係る相談に、速やかに対応するとともに、必要に応じて地域住民及び関係機関と連携し、及び協働し、こども及びその家庭の救済を図るものとします。

## 第5章 こどもに関する施策の推進

(こども・子育て会議の設置)

第15条 こどもに関する施策を検証し、及び総合的に推進するため、小牧市こども・子育て会議（以下「会議」といいます。）を置きます。

(所掌事務)

第16条 会議は、次に掲げる事項を所掌します。

(1) こどもに関する施策の実施状況を検証し、及び総合的に推進するための調査審議

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までに規定する事項についての調査審議

2 会議は、前項に規定する事項に関し、市長その他こどもの施策に係る執行機関に報告し、又は意見を述べることができます。

(組織等)

第17条 会議は、委員25人以内で組織します。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命します。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表児童館運営委員会委員の項の次に次のように加える。

こども・子育て会議会長	日額 15,000円
こども・子育て会議委員	日額 7,700円